◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二一六号）（内閣府本府）

1　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六八号）の施行に伴い、政策統括官の職務を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第二一七号）（消費者庁）

1　消費者政策課及び取引対策課の所掌事務を変更することとした。（第六条及び第一一条関係）

2　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二一八号）（財務省）

1　国税局に置くことができる部の数を五八から五九に改めることとした。（第九七条関係）

2　この政令は、令和五年七月一〇日から施行することとした。

◇**国土交通省組織令の一部を改正する政令**（政令第二一九号）（国土交通省）

1　国土政策局及び同局総合計画課の所掌事務を変更することとした。（第五条及び第六四条関係）

2　不動産・建設経済局並びに同局総務課及び土地政策課の所掌事務を変更することとした。（第六条、第七一条及び第七四条関係）

3　政策統括官の職務を変更することとした。（第一七条関係）

4　道路局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第一〇五条、第一一二条及び第一一三条関係）

5　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二二〇号）（国土交通省）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第一八号）の施行期日は令和五年一〇月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすることとした。

◇**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第二二一号）（内閣官房）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三二号）の施行期日は、令和五年六月三〇日とすることとした。

◇**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第二二二号）（内閣官房）

一　関係政令の整備

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三二号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第一条～第四条関係）

二　経過措置

1　法附則第二条第一項の政令で定める公債は、国庫短期証券（第一、一三七回）のうち、額面金額の合計額が一兆一、〇三四億四、六三五万円に相当するものとすることとした。（第五条関係）

2　法附則第三条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、同会計の所管大臣（特別会計に関する法律（平成一九年法律第二三号）第三条第一項に規定する所管大臣をいい、内閣総理大臣を除く。）が財務大臣に協議して定めるものとすることとした。（第六条関係）

三　附則

二の2の所管大臣は、この政令の施行の日前においても、二の2の規定の例により、二の2に規定する事項について、財務大臣に協議することができるものとすることとした。（附則第二項関係）

四　この政令は、法の施行の日（令和五年六月三〇日）から施行することとした。ただし、三の規定は、公布の日から施行することとした。

法律

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十六号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

（刑法の一部改正）

第一条　刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条第五号中「第百七十六条」の下に「、第百七十七条及び第百七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」及び」を「不同意わいせつ等致死傷」並びに」に改め、同条第十四号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第三条の二第一号中「第百七十六条」の下に「、第百七十七条及び第百七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」を「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第六号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第百七十六条から第百七十八条までを次のように改める。

（不同意わいせつ）

第百七十六条　次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一　暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二　心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三　アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四　睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五　同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六　予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕（がく）させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七　虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八　経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2　行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3　十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。